

## 訪問介護サービスご利用者負担金額

厚生労働大臣が定める基準による訪問介護のご利用者負担の金額です(介護報酬の1割負担表記)  
負担割合2割の方は、負担金額が2倍、負担割合3割の方は、負担金額が3倍になります。

ご利用者の負担金額(介護報酬の1割の場合)								
午前8時から午後6時までの金額です								
	介護報酬	負担金額	介護報酬	負担金額	介護報酬	負担金額	介護報酬	負担金額
身体介護	20分未満		20分以上 30分未満		30分以上 60分未満		60分以上 90分未満	
	1,670円	167円	2,500円	250円	3,960円	396円	5,790円	579円
生活援助	20分以上 45分未満		45分以上 70分未満		/			
	1,830円	183円	2,250円	225円				
身体介護 + 生活援助	身体介護		生活援助		介護報酬	負担金額		
	20分以上 30分未満		20分以上 45分未満		3,170円	317円		
	20分以上 30分未満		45分以上 70分未満		3,840円	384円		
	20分以上 30分未満		70分以上		4,510円	451円		
	30分以上 60分未満		20分以上 45分未満		4,630円	463円		
	30分以上 60分未満		45分以上 70分未満		5,300円	530円		
	30分以上 60分未満		70分以上		5,970円	597円		
	60分以上 90分未満		20分以上 45分未満		6,460円	646円		
	60分以上 90分未満		45分以上 70分未満		7,130円	713円		
	60分以上 90分未満		70分以上		7,800円	780円		

早朝・夜間・深夜の加算		
早朝	午前6時以降午前8時以前のサービスの開始	上記の金額に25%加算
夜間	午後6時以降午後10時以前のサービスの開始	上記の金額に25%加算
深夜	午後10時以降翌朝午前6時以前のサービスの開始	上記の金額に50%加算

初回加算
新規に訪問介護計画を作成し、初回の訪問介護サービスと同月内にサービス提供責任者が訪問介護サービスを提供した場合は又は他の訪問介護員に同行した場合 200円加算になります。
緊急時訪問加算
ご利用者又はご家族からの要請により、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携して居宅サービス計画にない緊急訪問介護(身体介護)を行った場合 100円加算になります。

<b>介護職員処遇改善加算 I</b>
所定単位数に訪問介護の加算率13.7%を乗じた単位数を、介護職員処遇改善加算 I として加算させていただきます。
<b>介護職員特定処遇改善加算 II</b>
所定単位数に訪問介護の加算率4.2%を乗じた単位数を、介護職員特定処遇改善加算 II として加算させていただきます。
<b>2人の訪問介護員による訪問介護の扱い</b>
次のような場合は、訪問介護員を2名派遣し、通常料金の2倍の料金を頂きます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・体重の重い方に入浴介助等の重介護の訪問介護を提供する場合</li> <li>・エレベーターのない2階以上の建物の居室から、歩行困難の方の外出を介助する場合</li> </ul>

※ 令和3年9月 30 日まで所定単位数に 0.1%上乗せさせていただきます。

## その他、ご利用者実費負担について

### 通常の実施地域を超えてのご利用

・通常の訪問介護サービス実施地域を超えてのご利用には、その実費を頂きます。また、自動車を利用した場合の交通費はつぎの額を頂きます。

通常の事業実施地域は、松山市(旧中島町を除く)・伊予市・東温市・松前町・砥部町(旧広田村を除く)です。

通常の実施地域を超える地点から	1キロメートルごとに 50円
-----------------	----------------

### キャンセル料

・サービス予定時間に訪問介護員が訪問した時、キャンセル及び留守などでサービス活動が出来ない場合、キャンセル料を求めることがあります。

キャンセル料	1回につき 500円
--------	------------

その他、介護保険のケアプランに基づかないご利用は全額自己負担となります。